

談合情報対応マニュアル

第1 通則

1 談合情報の把握

- (1) 役員及び社員は、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第2条に規定する工事に係る入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に接したときは、次に掲げるところにより当該情報の把握に努め、様式1-1により、調達適正化推進室へ報告するものとする。
- ① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について、明らかにするよう要請するものとする。
 - ② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について、明らかにするよう要請するものとする。
- (2) 役員及び社員は、新聞等の報道により談合情報に接したときは、様式1-1により調達適正化推進室へ、報告するものとする。
- (3) 公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）事務局は、上記（1）又は（2）により、役員及び社員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。
- (4) 調達適正化推進室は、必要に応じ、当該情報の対象となっている案件を所掌する契約責任者に、当該情報があった旨を連絡するものとする。

2 調査の実施

- (1) 談合情報に係る事情聴取等の調査の要否の決定
- ① 委員会は、談合情報に係る報告を受けたときは、下記（2）から（5）に規定する事情聴取等の調査（以下「調査」という。）の要否について、下記第3に規定する外部有識者の意見を踏まえて決定するものとする。
 - ② 委員会が上記①により調査を要すると決定したときは、調達適正化推進室に所属する社員が調査を実施するものとする。ただし、調達適正化推進室長が必要があると認めるときは、調達適正化推進室以外の社員に、当該調査を行わせることができるものとする。
 - ③ 調達適正化推進室長は、調査のために必要があると認めるときは、当該談合情報の対象となっている案件を所掌する契約責任者（以下「契約責任者」という。）に、入札及び契約手続の一時保留を指示するものとする。
- (2) 入札参加者（辞退者含む。以下同じ。）から提出された書類のチェック
- 調査担当社員（上記（1）②に定める社員をいう。以下同じ。）は、入札参加者から提出されている書類（競争参加資格確認申請書、技術提案書、単価表、

工費内訳書等をいう。) をチェックするものとする。

(3) 入札参加者への事情聴取

① 事情聴取の実施者

事情聴取は、調査担当社員のうち複数の者で実施するものとする。

② 事情聴取の対象者

ア 事情聴取は、入札参加者全員に対して行うものとし、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。

なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者を同席させるものとする。

イ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を適切に行うものとする。

③ 事情聴取の実施時期

事情聴取は、下記4に規定する公正取引委員会及び警察への通報の後に実施するものとする。

④ 事情聴取書の作成等

事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式4-1により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容を記した事情聴取書を作成するものとする。

(4) 入札参加者への調査実施の要請

調達適正化推進室長は、入札参加者全員に対し、自ら調査を実施の上、書面により調査結果を回答するよう、様式4-2により要請するものとする。

なお、当該要請は、入札参加者のコンプライアンスを担当する部門に行うものとする。

(5) その他の調査

委員会は、上記(2)から(4)のほか、談合情報の内容に応じ、必要があると認める調査項目を、適切に追加するものとする。

3 調査結果の整理及び談合の事実の有無の判定

① 委員会は、上記2(2)から(5)までの調査の結果を総合的

に考慮し、下記第3に規定する外部有識者の意見を踏まえ、談合の事実の有無を判定するものとする。

② 調達適正化推進室長は、上記①の判定内容を当該談合情報の対象となっている案件を所掌する契約責任者へ通知するものとする。

4 審議の内容に係る記録の作成

事務局は、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。

5 公正取引委員会及び警察への通報

(1) 通報の時期

調達適正化推進室長は、上記2(1)①において調査を要すると決定をしたとき、追加の談合情報があったとき及び下記第2の1から3の入札手続等の取扱いを行ったときは、速やかに公正取引委員会及び警察へ通報するものとする。

(2) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警察への通報は、電子メール、FAX等適切な方法で行うものとし、情報管理を適切に行うものとする。
- ② 公正取引委員会への通報は、様式2-1又は様式2-2により、警察への通報は、様式3-1又は様式3-2により行うものとする。
- ③ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第10条の規定に該当する場合の公正取引委員会への通知は、様式2-3により行うものとする。

(3) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察から協力要請があったときは、調達適正化推進室を窓口として、可能な限り協力するものとする。
- ② 調達適正化推進室は、公正取引委員会又は警察からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

第2 入札手続等の取扱い

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

上記第1の3①の判定の結果、談合の事実があったと認められるとき(その疑義を払拭できないときを含む。)は、契約責任者は、中日本高速道路株式会社工事・調査等契約事務処理要領(平成18年11月20日・中高契第146号)別添1一般競争入札マニュアル別紙-10入札(見積)者に対する指示書(以下「入札者に対する指示書」という。)第13を適用し、次のいずれかの措置を講じるものとする。

- ①入札執行の取り止め
- ②談合に関係している入札参加者を入札に参加させない

(2) 談合の事実があったとは認められないときの対応

上記第1の3①の判定の結果、談合の事実があったとは認められないときは、契約責任者は、入札参加者全員から誓約書(別紙1)を提出させるとともに、当

該参加者に対して本件入札（見積）に係る注意事項（別紙２）を交付した後、入札を執行するものとする。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

上記第１の３①の判定の結果、談合の事実があったと認められるときは、契約責任者は、入札者に対する指示書第１４第２項第８号を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

(2) 談合の事実があったと認められないときの対応

上記第１の３①の判定の結果、談合の事実があったと認められないときは、契約責任者は、入札参加者全員から誓約書（別紙１）を提出させるとともに、当該参加者に対して本件入札（見積）に係る注意事項（別紙２）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

上記第１の３①の判定の結果、談合の事実があったと認められるときは、契約責任者は、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(2) 談合の事実があったと認められないときの対応

上記第１の３①の判定の結果、談合の事実があったと認められないときは、契約責任者は、入札参加者全員から誓約書（別紙１）を提出させるとともに、当該参加者に対して本件入札（見積）に係る注意事項（別紙２）を交付するものとする。

第３ 外部有識者からの意見聴取

1 意見聴取の対象

委員会は、上記第１の２（１）①及び上記第１の３①の決定及び判定を行うときは、あらかじめ、社長が指名する学識経験等を有する公正・中立な立場の第三者（以下「外部有識者」という。）からの意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行うものとする。

2 意見聴取の方法

外部有識者に対して次に掲げる事項のうち、その時点で把握している事項を説明した後、事情聴取等の調査の要否又は談合情報の対象となっている案件に係る談合

の事実の有無に関して意見を聴取し、記録を作成するものとする。

- ア 談合情報の対象となっている案件の概要
- イ 談合情報の内容
- ウ 事情聴取等の調査を実施した結果
- エ 上記第1の3①の判定の案及びその理由

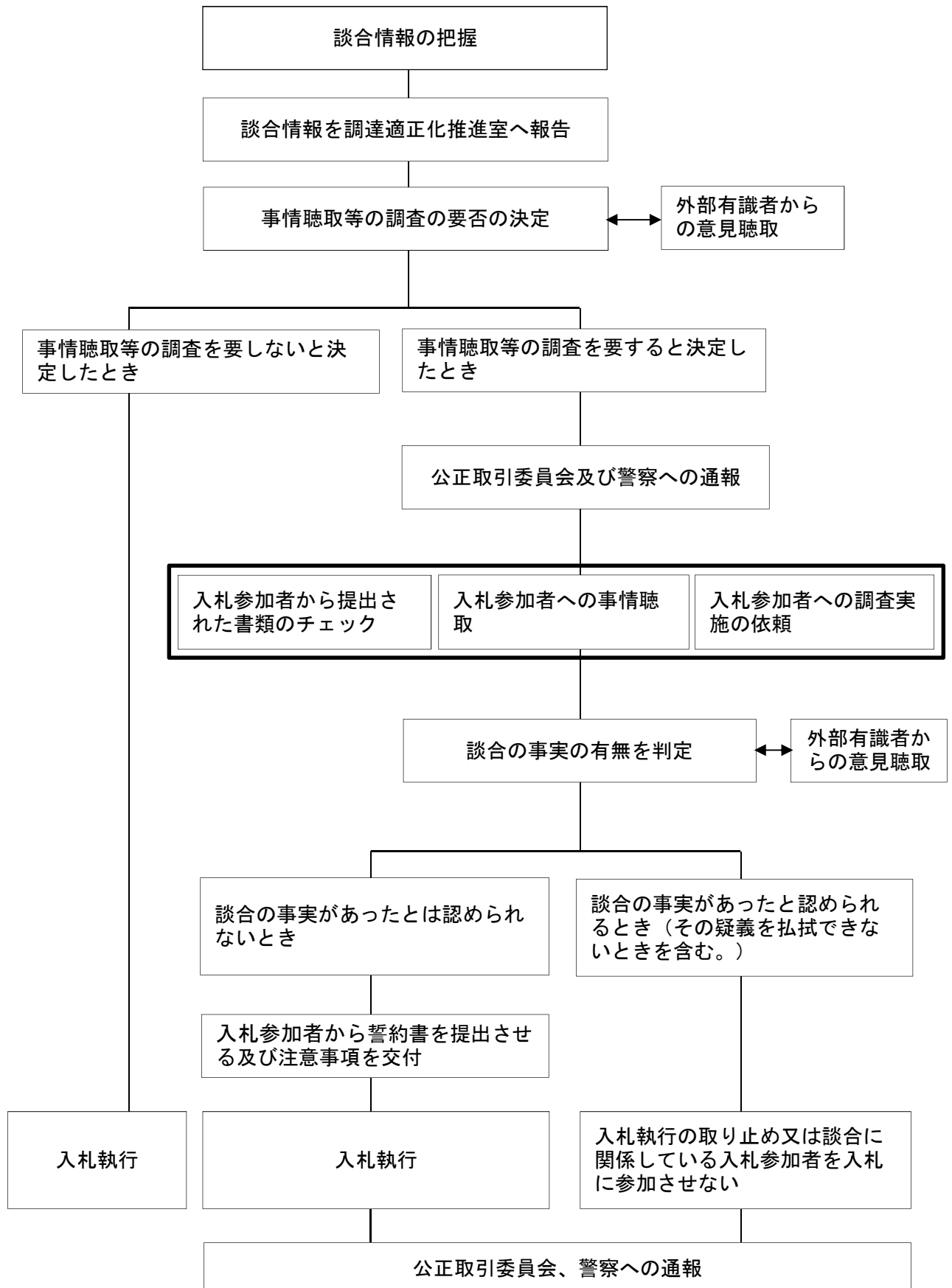
第4 その他

- (1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の資格登録停止期間の加重
誓約書を提出したにもかかわらず、その後、独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の6第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、資格登録停止期間を加重するものとする。
- (2) 入札監視委員会への報告
調達適正化推進室は、談合情報の内容、審議の状況、入札手続等の取扱い及び外部有識者の意見について、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。
- (3) 談合情報に関する報道機関等への対応
 - ① 談合情報があった旨やその内容については、情報管理を適切に行うものとする。
 - ② 報道機関等からの問い合わせがあったときは、調達適正化推進室が自ら対応する必要があると認める場合を除き、広報部が対応するものとする。
 - ③ 報道機関等からの問い合わせ対応にあたっては、調査等の支障にならないよう留意するものとする。
 - ④ 公正取引委員会及び警察への通報の有無については、報道機関等から問い合わせがあった場合に限り、明らかにするものとする。
- (4) 調査等を遂行するための協力
役員及び社員は、本マニュアルに規定する調査等を遂行するために必要な事項について、協力するものとする。
- (5) 守秘義務
役員及び社員は、本マニュアルに基づき事務を処理する上で知り得た情報を、他に漏らしてはならないものとする。
- (6) 準用
 - ① 本マニュアルの規定は、入札時に提出された単価表等の確認において不自然な状況がある場合等、入札談合を疑うに足る事実を把握したときに準用するものとする。
 - ② 本マニュアルの規定は、入札妨害、入札情報の不正入手、発注者側の関与等に関する情報について、準用するものとする。

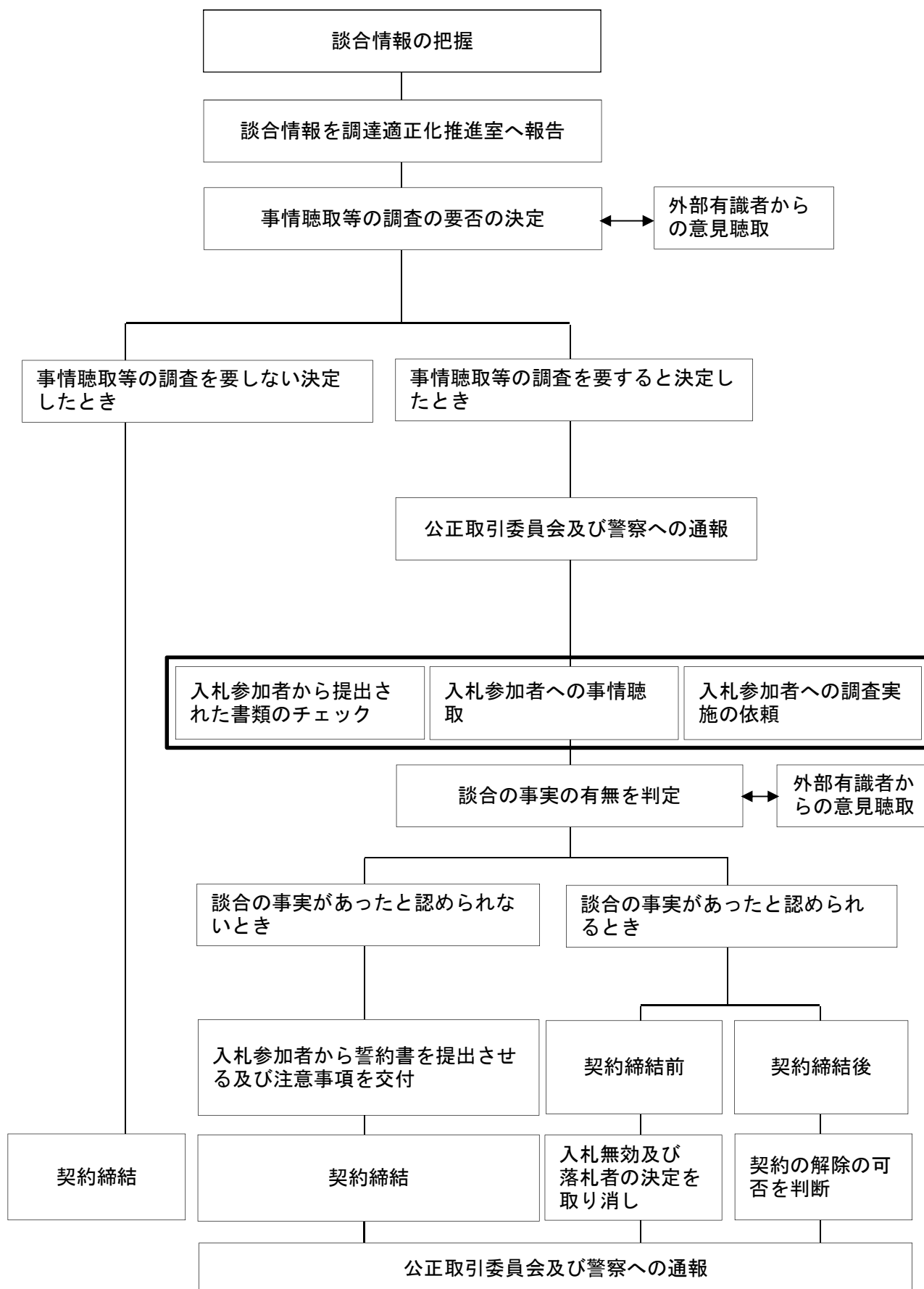
- ③ 本マニュアルの規定は、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年中日本高速道路株式会社規程第25号）第2条に規定する調査等、業務委託及び物品・役務に係る談合情報について、準用するものとする。

談合情報等対応フロー

【1. 落札者決定前に談合情報を把握した場合】



【2. 落札者決定後に談合情報を把握した場合】



誓約書

年 月 日

中日本高速道路株式会社
〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

会社名
代表者名
担当者名

今般の〇〇〇〇工事の入札（見積）に関し、入札（見積）者に対する指示書第12の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察に送付されても、異議はありません。

（参考）入札（見積）者に対する指示書第12

第12 公正な入札（見積）の確保

入札（見積）の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札（見積）参加者は、入札（見積り）に当たっては、競争を制限する目的で他の入札（見積）参加者と入札（見積）価格又は入札（見積）意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札（見積）参加者は、落札者（見積りの場合は契約の相手方。以下同じ。）の決定前に、他の入札（見積）参加者に対して入札（見積）価格を意図的に開示してはならない。

別紙 2

本件入札（見積）に係る注意事項

年 月 日

株式会社〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇 様

中日本高速道路株式会社

〇〇支社長 〇〇 〇〇

（対象案件名）〇〇〇〇〇〇

本件入札（見積）について談合があったとの通報があったが、入札（見積）者に対する指示書を遵守し、厳正に入札（見積）すること。

なお、入札（見積）執行後に談合の事実が認められた場合には、入札（見積）者に対する指示書第 1 4 第 2 項第 8 号により入札（見積）は無効とする。

本件においては、各入札（見積）参加者（辞退者を含む。）から、入札（見積）者に対する指示書第 1 2 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して資格登録停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ 本文書は、誓約書の提出者に対して交付すること。

なお、契約締結後に談合情報を把握した場合は、第 1 パラグラフを削除した上で交付すること。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対象案件名	
入札 (見積) (予定) 日	年 月 日 () 時 分
情報提供者	・ 報道機関・匿名・その他 役職・氏名等
受信者	・ 所属、役職、氏名等
情報手段	・ 電話 ・ F A X ・ メール ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容	
応答の概要	
本件照会先	・ 所属、役職、氏名等

※適宜、参考資料を添付すること。

様式 2 - 1

年 月 日

公正取引委員会事務総局

〇〇〇〇〇〇 殿

中日本高速道路株式会社
調達適正化推進室長 〇〇 〇〇

談合情報に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇支社

(別添)

- ・談合情報報告書 (写)

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後には、入札 (見積) 書の写し又は入札 (見積) 状況調書の写しを添付すること。

以 上

様式 2 - 2

年 月 日

公正取引委員会事務総局

〇〇〇〇〇〇 殿

中日本高速道路株式会社
調達適正化推進室長 〇〇 〇〇

談合情報に関連する資料の提供について

〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇支社

(別添)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 単価表等 (写)
4. 入札 (見積) 書 (写)
5. 入札 (見積) 状況調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 入札手続等の取扱い
8. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

以 上

様式 2 - 3

年 月 日
中高契第 号

公正取引委員会事務総局
〇〇〇〇〇〇 殿

中日本高速道路株式会社
調達適正化推進室長 〇〇 〇〇

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に基づき、下記内容の通り通知します。

記

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 単価表等 (写)
4. 入札 (見積) 書 (写)
5. 入札 (見積) 状況調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 入札手続等の取扱い
8. 法第 10 条に該当すると疑うに足る事実について
9. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

以 上

様式3-1

年 月 日

〇〇警察 〇〇〇〇〇〇 殿

中日本高速道路株式会社
調達適正化推進室長 〇〇 〇〇

談合情報に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇支社

(別添)

- ・談合情報報告書 (写)

※ 該当する資料を添付すること

なお、開札後には、入札書の写し又は入札状況調書の写しを添付すること。

以 上

様式3-2

年 月 日

〇〇警察 〇〇〇〇〇〇 殿

中日本高速道路株式会社
調達適正化推進室長 〇〇 〇〇

談合情報に関連する資料の提供について

〇年〇月〇日付けで提供しました下記案件に係る談合情報について、その後の調査結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(案件名) 〇〇〇〇〇〇

(発注機関) 〇〇支社

(別添)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 単価表等 (写)
4. 入札 (見積) 書 (写)
5. 入札 (見積) 状況調書 (写)
6. 誓約書 (写)
7. 入札手続等の取扱い
8. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

以 上

事情聴取書

(案件名)

(発注機関)

(事情聴取の対象者名)

(事情聴取の実施者名)

(日時・場所)

事情聴取項目	回答内容

※ 質問項目とそれに対応する回答内容を記載すること（回答内容は並記も可）。

※ 聴取内容は可能な限り具体的に記載すること。

様式4-2

年 月 日

中高○第 号

株式会社○○

代表取締役社長 ○○ ○○ 様

中日本高速道路株式会社

調達適正化推進室長 ○○ ○○

談合情報に係る調査の実施について（要請）

貴社が競争参加申請されている、(案件名) ○○○○○○○○○○○ (以下「本件工事」という。) に関し、談合情報が寄せられています。

つきましては、貴社において、社内の不正行為の有無等を下記により調査し、その結果について○○年○○月○○日までに書面で提出していただきますよう、「競争参加資格申請に伴う不正行為防止約款」第6条に基づき要請します。

記

※文面については、事案の内容に応じて適宜見直すものとする。

以 上